

公印省略

社団法人 小郡三井医師会
会長 丸山 泉

様

19健医第1461号
平成19年11月9日

久留米市長 江藤 守國



乳幼児医療費の入院外にかかる対象年齢拡大に伴う取扱いについて（依頼）

平素より、乳幼児医療をはじめ公費医療費支給制度の円滑な実施につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、乳幼児医療費支給制度において3歳以上（3歳に達する日の属する月の末日を経過した者）の入院外の自己負担相当額につきまして、久留米市の乳幼児医療受給者のみ平成20年1月1日から、就学前（6歳に達する日以後の最初の3月31日）まで、新たに助成の対象となり、本人負担が無料（初診料及び往診料は自己負担）となります。

ただし、対象者の拡大を年次的（19年度：3歳児、20年度：4歳児、21年度6歳児までを対象）に行いますので、医療費の請求の際にはご注意の程よろしく願いいたします。

具体的には、下記の内容で予定しておりますので、関係機関並びに会員の皆様への周知方よろしく願い申し上げます。

記

① 乳幼児医療証の負担番号が81400046の場合（医療証の色は薄紫色）

【医療証の有効期間の記載内容を確認してください】

乳幼児医療 医療証	
有効期間	入院外 平成〇〇年〇〇月〇〇日 から 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
	入院 平成〇〇年〇〇月〇〇日 から 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
負担者番号	8 1 4 0 0 0 4 6
受給者番号	

入院外の有効期間を対象者毎に印字しております。

この医療証は、久留米市に住所を有する小学校就学前の乳幼児を対象に発行しています。そこで、この医療証を持っている3歳の誕生月までの乳幼児の初診料・往診料については助成の対象となり無料となりますが、3歳の誕生月を超え、就学前までの間の乳幼児の初診料・往診料はこれまでどおり受給者負担となります。

② 乳幼児医療証の負担番号が81406506の場合（医療証の色は黄色）

この医療証は、今回の制度改正（対象年齢拡大）に係りなく、既に北野区域に住所を有する乳幼児を対象に発行していますが、この医療証では、3歳の誕生月を超え就学前までの通院が助成の対象となっており、初診料・往診料については現行どおり自己負担となります。

また、この医療証の使用は平成21年3月31日までを予定しております。

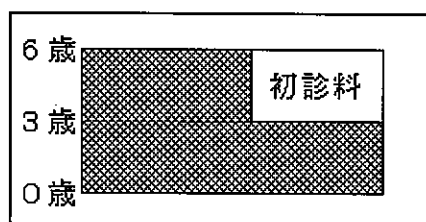


小郡三井医師会より

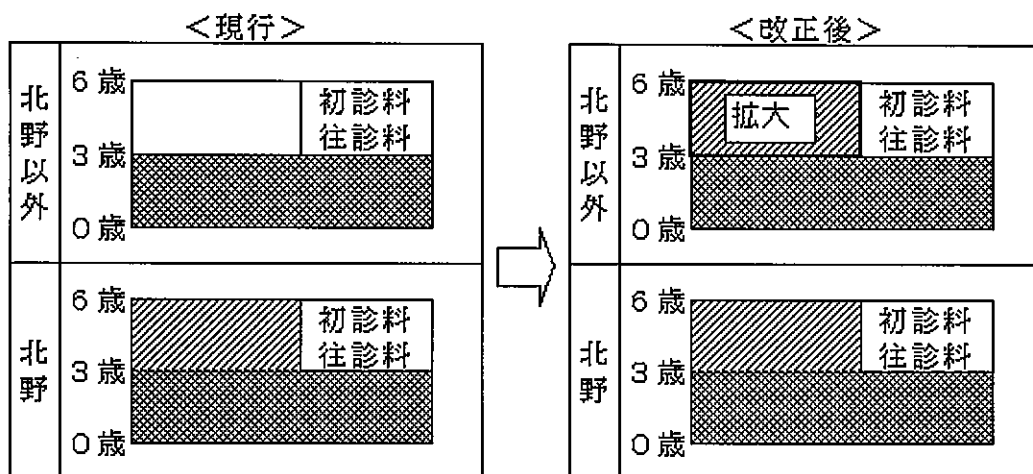
担当理事 友清 明

③年齢拡大イメージ図

1. 入院の場合（市域統一制度）



2. 入院外の場合



3. 入院外対象年齢の年次的引上げ予定

平成19年度	H20.1.1～	H16.4.2～H17.4.1生まれの者を拡大		
平成20年度	H20.4.1～	上記の者に加え、 H17.4.2～H18.4.1生まれの者を拡大		
平成21年度	H21.4.1～	更に、上記の者に加え、 H15.4.2～H16.4.1生まれの者を拡大 H18.4.2以降生まれの者を拡大		
生年月日	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
H13.4.2 H14.4.1	6歳児	小学生	小学生	小学生
H14.4.2 H15.4.1	5歳児	6歳児	小学生	小学生
H15.4.2 H16.4.1	4歳児	5歳児	6歳児	小学生
H16.4.2 H17.4.1	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児
H17.4.2 H18.4.1	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
H18.4.2 H19.4.1	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児
H19.4.2 H20.4.1	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児

担当：久留米市健康福祉部健康医療課

TEL 0942-30-9034